

香川県報



第 26 号

平成 18 年

4 月 4 日(火曜日)

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

公印の廃止	（法務文書課）	二
有害図書 の 指定	（青少年・男女共同参画課）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の解除	（国際課）	三
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の終了（二件）	（みどり整備課）	四
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	五
生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	（ ）	
生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出	（ ）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務委託契約の解除	（ ）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の解除	（子育て支援課）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の解除	（障害福祉課）	
身体障害者福祉法の規定による事業者の指定	（ ）	
身体障害者福祉法の規定による事業者の所在地の変更の届出	（ ）	
知的障害者福祉法の規定による事業者の指定	（ ）	六
知的障害者福祉法の規定による事業者の所在地の変更の届出	（ ）	
児童福祉法の規定による事業者の指定	（ ）	
児童福祉法の規定による事業者の所在地の変更の届出	（ ）	七
公印の廃止	（ ）	
公印の新調	（ ）	

● 地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託	（ ）	
● 平成十二年香川県告示第百五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部改正	（生活衛生課）	八
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	（にぎわい創出課）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託	（ ）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の終了	（ ）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の解除	（ ）	
道路の区域変更	（道路課）	
道路の区域変更及び供用開始（二件）	（ ）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託	（住宅課）	九
公印の廃止（二件）	（教育委員会）	
● 平成十七年香川県告示第百二十四号（地方自治法施行令の規定による収納事務の委託）の一部改正	（ ）	一〇
● 地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託	（ ）	
● 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務委託契約の解除（二件）	（ ）	
公印の廃止	（ ）	
公印の廃止	（公安委員会）	
公印の新調	（ ）	
公 告	（ ）	
土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	一一
土地改良事業計画変更の適否決定	（ ）	
土地改良事業の認可	（ ）	
土地改良区の役員の就退任の届出	（ ）	
教育委員会告示	（ ）	
公印の新調	（ ）	
選挙管理委員会告示	（ ）	
個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の届出	（ ）	一二

告 示

香川県告示第三百十五号
 法務文書課長が保管責任者となっている香川県知事印のうち、平成六年香川県告示第四百九十七号により改刻した次の香川県知事印を、平成十八年三月三十一日限り廃止した。
 平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事印



香川県若原三丁目十六号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図章を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。
 平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 章 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
45	平成十八年三月十八日	雑誌	スーパ一写真塾 4月号（通巻第310号）	15431 - 04	㈱コアアス カジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
46		"	@BUNTA DX @BUNTA 4月号増刊 (Vol.14)	11538 - 04	"	
47		"	別冊Street SUGAR Street SUGAR 4月号増刊	04168 - 04	㈱サン出版	
48		"	アクション写真塾 4月号（通巻152号）	11435 - 04	"	

49	"	BACHELOR 4月号（第4号）	07537 - 04	㈱ダイア プレス
50	"	こんにちはやさしいお姉さん 4月号 BACHELOR 4月号増刊	07538 - 04	"
51	"	海賊NO.1 4月号（通巻149号）	02461 - 04	㈱竹書房
52	コミック雑誌	ナマケキツ！ 4月号（通巻2号）	06909 - 4	"
53	雑誌	GOKUH 4月号（177）	03797 - 04	㈱バカハ ウス
54	"	これが本当！人妻のH話 もっすこ！本当のH話コレクション 4月号増刊	18764 - 1	"
55	書籍	タタで見よう！ インターネット・デジタルPart.27 日本裏大辞典		㈱メリー 出版
56	"	タタで見よう！ インターネット・デジタルPart.28 裏お宝大辞典		"
57	雑誌	Madonna HOUSE 4月号（Vol.225）	08357 - 04	若生出版 ㈱
58	"	カルビPOWER 4月号（通巻144号）	02591 - 04	"
59	"	ス大王 ビデオボーイ 3月号増刊 (Vol.37)	07680 - 3	英知出版 ㈱
60	コミック雑誌	レディースコミック・タナー 4月号（no.164）	19673 - 04	三和出版 ㈱

61	"	COMICペンギンセリフ COMICペンギンクラフ 4月号増刊 (Vol. 001)	18000 - 4/5	辰巳出版 (株)
62	雑誌	裏モノ JAPAN 4月号 (第9巻第4号)	01805 - 4	株式会社 鉄鉄人社
63	"	オレシジ通信 4月号 (第4号)	02189 - 4	株式会社 徳東京三
64	"	MeruFrei BOMBER 4月号 (NUMBER-059)	08513 - 04	株式会社 徳ベスト セラース
65	"	MONTHLY GONI 3・4合併号 (通巻136号)	03911 - 04	三井オン 出版(株)
66	"	特選 女子アナ 送迎!! お宝映像ハナニソング アイドル集 4月号増刊	17430 - 4	株式会社 徳桃園書 房
67	"	Chupp スペシャル 4月号 (通巻第58号)	16151 - 4	株式会社 徳ロニア カジン社

香川県告示第三百十七号
財団法人香川県国際交流協会（高松市番町一丁目十一番六十三号）に対する香川県国際交
流会館の使用料の収納事務委託契約は、平成十八年三月三十一日解除した。
平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づ
く特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のと
おり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ
き事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
坂出市番の州町1番地
三菱化学株式会社坂出事業所 事業所長 吉村 修七
- (2) 事業場の所在地及び名称
坂出市番の州町1番地
三菱化学株式会社坂出事業所
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	力	14,500 m ³ /日	特定施設を設置する工場又は事業場から排出される 水の処理施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行 令別表第2 - 19）
	工 期	着手予定年月日 工事完成予定年月日 使用開始予定年月日	既設 既設 既設
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	標準	最大
	水素イオン濃度	9.0	9.3
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	135	300
	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	100	400
	窒素含有量 (mg/ℓ)	800	900
	りん含有量 (mg/ℓ)	1.5	3.0
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/1)	0.0099	0.022
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		13,100	14,500

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

上記特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設に同じ。

(5) 排水の汚染状態及び量

排水の汚染状態	項目	第 1 排水口		第 2 排水口		
		通常	最大	通常	最大	
排水の汚染状態	水素イオン濃度	8.0~8.2	8.0~8.2	8.2~8.3	8.2~8.3	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	8.2	20	8.2	20	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	8.2	20	8.2	20	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	11	25	13	25	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	50	60	50	60	
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.5	1	0.5	1	
	ダイオキシン類 (pg・TEQ/1)	0.0014	0.0030	0.0017	0.0039	
	排水の量 (m ³ /日)	94,520	104,240	74,740	82,230	
	排水の汚染状態	項目	第 6 排水口		第 8 排水口	
			通常	最大	通常	最大
排水の汚染状態	水素イオン濃度	7.5~8.6	7.5~8.6	7.5~8.6	7.5~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15	10	15	
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	15	20	30	
	浮遊物質 (mg/ℓ)	10	15	10	15	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	2	4	10	20	

排水の量 (m ³ /日)	りん含有量 (mg/ℓ)	0.1	0.5	1	5
	排水の量 (m ³ /日)	2,879(変更前2,807)	4,306(変更前4,210)	28(変更前0)	110(変更前0)

他に排水口が 4 箇所ある。

(備考) 今回既設の排水処理施設が、特定施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設となるため、新たに特定施設となる。また、新設備からの間接冷却水及び人工芝グラウンド設置に伴い設置する合併処理浄化槽からの排水と人工芝グラウンド散水により排水は増加し、排水口が 1 箇所増加する。なお、既設の特定施設を一部廃止すること及び排水処理施設の調整水量を調整することにより、排水処理施設から排出される工程排水等の排水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年 4 月 4日から同月25日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境交通課

香川県坂出市三丁目十九番

香川県坂出市番町一丁目八番十五号) における農産加工品の殺菌処理の使用済の収斂事務委託契約書は、平成十八年三月三十一日終了した。

平成十八年四月四日

香川県坂出市三丁目二十番

財団法人ことなみ振興公社(仲多度郡まんのう町川東三三五番一)に対する大川山野農場の使用料の収斂事務委託契約書は、平成十八年三月三十一日終了した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名称	所在地
平成一八、三、一五	みのりクリニック	坂出市駒止町一丁目三番五号ライフスクエア坂出一階
平成一八、三、一五	坂出メンタルクリニック	坂出市駒止町一丁目三番五号
平成一八、三、一五	こまどめ調剤薬局	坂出市駒止町一丁目三番五号ライフスクエア坂出一階
平成一八、二、一八	なのはな薬局	仲多度郡まんのう町東高篠一三七七番地一

香川県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名称	所在地
平成一八、二、一六	芳村医院	さぬき市大川町富田西一五七一番地一

香川県告示第三百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

休止年月日

名称

所在地

平成一七、八、八

藤井歯科医院

丸亀市原田町二二八六番地

香川県告示第三百二十四号

財団法人かがわ健康福祉機構（高松市番町一丁目十番三十五号）に対する香川県社会福祉総合センターの使用料の徴収事務委託契約は、平成十八年三月三十一日解除した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第三百二十五号

財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団（高松市番町四丁目一番一号）に対するさぬきこどもの国の使用料の収納事務委託契約は、平成十八年三月三十一日解除した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第三百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一四六一 一一二	ケアサービス共生 坂出市川津町二四五六番地六	特定非営利活動法人共生ネットワーク 坂出市川津町二四五六番地六	平成十八年三月二十日	身体障害者居宅介護

香川県告示第三百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、

指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇九五二 一一	ワンハート介護サービスセンター (変更前) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地一 二 (変更後) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地六 九	有限会社ワンハート介護サービスセンター (変更前) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地一 二 (変更後) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地六 九	平成十八年 三月三日	身体障害者居宅 介護

香川県告示第三百二十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、

指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一四六一 一一	ケアサービス共生 坂出市川津町二四 五六番地六	特定非営利活動法人共生ネットワーク 坂出市川津町二四 五六番地六	平成十八年 三月二十日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第三百二十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇九五二 一〇	ワンハート介護サービスセンター (変更前) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地一 二 (変更後) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地六 九	有限会社ワンハート介護サービスセンター (変更前) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地一 二 (変更後) 丸亀市飯山町西坂 元二二〇六番地六 九	平成十八年 三月三日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第三百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一四六一 一〇	ケアサービス共生 坂出市川津町二四 五六番地六	特定非営利活動法人共生ネットワーク 坂出市川津町二四 五六番地六	平成十八年 三月二十日	児童居宅介護

香川県告示第三百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地について次のとおり届出があった。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇三 一〇〇九五 一九	ワンハート介護サービスセンター （変更前） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地一 二 （変更後） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地六 九	有限会社ワンハート介護サービスセンター （変更前） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地一 二 （変更後） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地六 九	平成十八年 三月三日	児童居宅介護
三七〇〇三 一〇〇九五 二七	ありす児童デイサービス （変更前） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地一 二 （変更後） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地六 九	有限会社ワンハート介護サービスセンター （変更前） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地一 二 （変更後） 丸亀市飯山町西坂 元二〇六番地六 九	平成十八年 三月三日	児童デイサービス

香川県告示第三百三十二号

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所出納員の使用していた次の公印を、平成十八年三月三十一日限り廃止した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所出納員印



香川県告示第三百三十三号

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所出納員の使用する公印を、平成十八年四月一日次のとおり新調した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県障害福祉相談所出納員之印



香川県告示第三百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から、社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団（高松市田村町一―四）にかがわ総合リハビリテーションセンターの手数料の徴収事務を委託した。なお、昭和六十一年香川県告示第四百七十八号（地方自治法施行令の規定に基づく徴収及び収納事務の委託）は、廃止する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第三百三十五号

平成十二年香川県告示第五百十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例）に規定する知事が別に定める施設の指定の一部を次のように改正する。

平成十八年四月四日

表中「一 香川県五色台野外活動センター 一 高松市中山町一五〇二番地一三」を削る。

香川県告示第三百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から次の者にサンポート高松交流拠点施設駐車場、玉藻地区ハーバーpromナード第一駐車場、港湾緑地第二駐車場及び港湾緑地第三駐車場の使用料の収納事務を委託した。

財団法人サンポート財団に対するサンポート高松交流拠点施設駐車場使用料（現金により収納する場合の使用料に限る。）、高松港玉藻地区ハーバーpromナード第一駐車場、港湾緑地第二駐車場及び港湾緑地第三駐車場の使用料の収納委託事務契約は、平成十八年三月三十一日解除した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市サンポート二番一号
名称 シンボルタワー開発株式会社

香川県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から次の者にサンポート高松交流拠点施設国際会議場及び展示場の使用料の徴収事務を委託した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市サンポート二番一号
名称 シンボルタワー開発株式会社

香川県告示第三百三十八号

財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会（坂出市番の州緑町六番地一三）に対するマリンドーム使用料、球技場使用料及びターゲット・パードゴルフ場使用料の収納事務委託契約は、平成十八年三月三十一日終了した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百三十九号

坂出市（坂出市室町二丁目三番五号）に対する坂出緩衝緑地番の州球場の使用料の収納事務委託契約については、平成十八年三月三十一日解除した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年四月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字中下所一 二六二番三地先から	前	一〇・二	八〇	道路防災対策工事に伴う区域の変更
高松市塩江町安原上東字中下所一 二四五番一地先まで	後	一四・二	八〇	

香川県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年四月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木国分寺線（十二号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	後	前			
高松市出作町字前原一九九番一地 先から		一一・六	一六・八	一五〇	平成十四年香川県告示第七百五十八号及び平成十二年香川県告示第五百七十一号で変更した区域
		一六・八			
高松市出作町字東原三〇三番八地 先まで		一一・一	一八・五	一五〇	平成十四年香川県告示第七百五十八号及び平成十二年香川県告示第五百七十一号で変更した区域
		一二・一			

四 供用開始の期日 平成十八年四月四日

香川県告示第三百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年四月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 道路の区域

変更前後別
(メートル)
延長
(メートル)

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	後	前			
高松市出作町字東原三〇五番一地 先から		七・二	一三・八	一一二	平成十二年香川県告示第五百七十一号及び平成十四年香川県告示第七百五十七号で変更した区域
		一三・八			
高松市出作町字東原二八四番一地 先まで		九・八	四三・〇	一一二	平成十二年香川県告示第五百七十一号及び平成十四年香川県告示第七百五十七号で変更した区域
		九・八			

四 供用開始の期日 平成十八年四月四日

香川県告示第三百四十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から直島町に県営住宅の家賃の徴収事務を委託した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県告示第三百四十四号

香川県立体育館次長が保管責任者である香川県立体育館出納員の使用していた次の公印を、平成十八年三月三十一日限り廃止した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真鍋武紀

香川県立体育館出納員印



香川県告示第三百四十五号

香川県立武道館副主幹が保管責任者である香川県立武道館出納員の使用していた次の公印を、平成十八年三月三十一日限り廃止した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県立武道館出納員印



香川県告示第三百四十六号

平成十七年香川県告示第百二十四号(地方自治法施行令の規定による収納事務の委託)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日までにあった利用に係る香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館及び香川県立武道館使用料(かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。)の収納事務については、改正前の平成十七年香川県告示第百二十四号は、なおその効力を有する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立屋島陸上競技場、香川県立武道館」を「香川県立屋島陸上競技場」に改める。

香川県告示第三百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年四月一日から、四電工・シンコースポーツグループ(高松市松島町二丁目一番二二号)に香川県立体育館又は香川県立武道館において香川県教育委員会が行うスポーツ教室の使用料の徴収事務を委託した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百四十八号

三豊地区広域市町村圏振興事務組合に対する香川県立三豊体育館使用料の収納事務委託契約は、平成十八年三月三十一日解除した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百四十九号

大川広域行政組合に対する香川県立大川体育館使用料の収納事務委託契約は、平成十八年三月三十一日解除した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百五十号

香川県民ホール出納員の使用していた次の公印を、平成十八年三月三十一日限り廃止した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県民ホール出納員印



香川県告示第三百五十一号

香川県綾南警察署出納員の使用していた次の公印を、平成十八年三月三十一日限り廃止した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県綾南警察署出納員之印



香川県告示第三百五十二号

香川県高松西警察署出納員の使用する公印を、平成十八年四月一日次のとおり新調した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県高松西警察署出納員之印



公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業（団体営ため池等整備事業）（クミ下池地区）を行うことについて平成十八年三月二十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年四月十一日から同年五月一日まで縦覧に供する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第八條第一項の規定により、おせど山地区共同施行が土地改良事業（非補助農地再編整備事業）（区画整理事業）（おせど山地区）計画を変更することについて平成十八年三月二十三日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十八年四月十一日から同年五月一日まで縦覧に供する。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月二十四日認可した。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業杉安地区
"	単独県費補助土地改良事業本谷地区
"	単独県費補助土地改良事業浦山北地区
"	単独県費補助土地改良事業本村北地区
高松市前田土地改良区	単独市費補助土地改良事業中川地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、財田川沿岸土地改良区から役員の新任及び退任について次のとおり届出があった。

平成十八年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種類	氏名	住 所	退任年月日
役員	河野 保夫	三豊市山本町大野九〇一番地	平成一七、八、一五
監事	石川 満	豊中町上高野一三三二番地	平成一八、二、二八
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	長谷川正夫	三豊市山本町大野二二九番地	平成一八、三、一三
監事	青野 正伸	豊中町本山乙七六六番地一	"

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第七号

総務課長が保管責任者である香川県教育委員会教育長印を平成十八年四月一日次のおり新調した。

平成十八年四月四日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会教育長印



選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年三月二十日次の施設を指定した旨まんのう町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年四月四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
長炭地区活性化センター	仲多度郡まんのう町炭所西一四三二番地
満濃保健センター	仲多度郡まんのう町吉野一七八〇番地一
吉野体育館	仲多度郡まんのう町吉野一九三二番地一
勤労青少年ホーム	仲多度郡まんのう町岸上二二六番地
神野農村婦人の家	仲多度郡まんのう町岸上一一六番地
満濃農村環境改善センター	仲多度郡まんのう町四條七三四番地一
高篠コミュニティセンター	仲多度郡まんのう町東高篠二八八番地四
高篠ふれあいセンター	仲多度郡まんのう町東高篠九三番地一
川奥集会所	仲多度郡まんのう町川東二七四八番地六

琴南総合センター	仲多度郡まんのう町川東二四九四番地一
琴南農村環境改善センター	仲多度郡まんのう町造田一九七四番地一

平成十八年四月四日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています